第３０回岡山地方裁判所委員会議事概要

１　開催期日

平成　　２６年６月１０日（火）午前１０時００分

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

（１）　報告

別紙第２のとおり

（２）　今回のテーマ（裁判の迅速化について）に関する意見交換

別紙第３のとおり

（３）　次回のテーマに関する意見交換

別紙第４のとおり

（４）　次回期日

平成２６年１１月５日（水）午前１０時００分

（別紙第１）

出席者

委員　　赤　井　直　泰

同　　一　坪　雅　代

同　　伊　東　俊　明

同　　上　岡　美保子

同　　北　澤　純　一

同　　坂　本　拓　巳

同　　鈴　木　克　道

同　　鈴　森　賢　史

同　　中　野　　惇

同　　野々上　友　之

同　　樋　口　正　行

同　　宮　﨑　隆　博

同　　宮　本　英　子

（五十音順）

（別紙第２）

《庁舎フロア案内について》

【事務担当者】

第２８回岡山地方裁判所委員会において，庁舎内の各窓口等を御見学いただいた際に，委員の皆様から御意見を踏まえて，本日席上に配布しました「初めて裁判所へいらした方のために」とあるフロア案内を作成して，現在，１階は，案内所と簡裁と地裁の受付，５階は家裁の受付において，来庁者の方に自由に手にとっていただけるようにしているほか，守衛をはじめ職員において，これを示しながら案内を開始したところです。

なお，この庁舎フロア案内につきましては，更に来庁者の方々にとって，わかりやすく利用しやすいものとなるよう随時改定をしていきたいと思っております。

（別紙第３）

《裁判の迅速化について》

委員長

それでは，今回のテーマの裁判の迅速化について，皆さんの御意見を頂けたらと思います。

裁判といっても，今日のテーマの主として取り上げますのは民事訴訟ということになります。いろんな種類の民事訴訟がありますが，その民事訴訟が２年以内に終わるということは法律で定めてあるということです。

裁判の迅速化に関する法律という法律がありまして，その法律の中で，一審の訴訟手続については２年以内のできるだけ短い時期に終局させるということで，期間が目標期間として２年以内ということが法律によって設定されているということです。

それ自体が国民というか一般市民には余り知られていないことかと存じますけれども，その法律の，８条によって，その検討結果を検証して公表すると。それが配布しております，この報告書なんですね。それも法律に従って作成しなければいけないということになっております。それ自体，国民が内容を見ることはほとんどないと思いますので，それに目を通していただくいい機会だと思います。

議論の手掛かりとしまして，まず２年以内のという形の，この２年という年数の設定についてのイメージというか，感想というところから少し意見を，議論の手掛かりということにさせていただきたいんですが，２年以内という設定なんですが，これは，個人とか，あるいは企業とかの立場からでよろしいんですけれども，長いと感じられるか，あるいは２年は短過ぎるというイメージなのか，それとも大体２年ぐらいかなというイメージなのか，本当に純粋な感想で構いませんので，それについて皆さんから意見を頂けたらと思います。法曹三者からの委員の方は後回しにさせていただきまして，それ以外の委員の方から，一言，二言でよろしいんで御意見を頂けたらと思いますが，Ａ委員のほうからよろしくお願いいたします。

Ａ委員

私もちょっと知ってる人が民事で争ってる件があるんですが，それは２年を超えておりますので，２年ぐらいが妥当ではないかなと思います。

委員長

２年が，そのぐらいでちょうどいいぐらいかと。例えば３年とかというとちょっと長過ぎると。

Ａ委員

ちょっと長いですね。

委員長

それでは，Ｂ委員のほうから御意見をお願いいたします。

Ｂ委員

我々の会社で関わりの多いのがここにあります交通損害とか，こういったところが関わりがある部分にはなるんですけれども，正直に申しますと，我々の会社で２年というと，ちょっと長いかなという気はします。もう少し，せめて１年以内で終わるようなものが多ければいいなと，それに関しては。ただ，例えばそのほかの医療だとか，ほかのいろんな様々な案件については，そういう枠がなく，しっかりと対応，審理していただいたほうがいいなというのも感じますので，それは状況にもよるのかなという気はしています。

委員長

交通事故関係，自動車の事故を巡る関係の訴訟が多いということで，それですと

２年だとちょっと長過ぎるかなという。それはやっぱり会社としてというより，原告というか，訴えを提起する側の立場として，２年だと少し長いということですか。

Ｂ委員

そうですね。交通事故以外にも，売り掛けの問題とかいろいろあるんですけれども，やっぱり決算とかが関わりますと，１年を超えてとなると人もかわってまいりますし，そういう意味でも，なるべく早く会社としては処理をしたいなという気持ちになってしまうというところがございます。

委員長

事件類型によって，あと訴えを提起する側，される側，あるいは会社，仕事の関係ですね，決算は１年以内ということが，２年ということとの関係で，いろんな立場からイメージがあるかと思います。。

Ｃ委員のほうから何か感想を述べていただけたらと存じます。

Ｃ委員

不幸にしてというか，幸いにしてというか，そういう裁判沙汰に主体的に関わったことはないので，２年というスパンが実感として長いのかどうかが判断ができないという一言に尽きまして，一つの案件の処理を２年というのは，一般論としては長いと思います。ただ，先ほども言いましたように，裁判に主体的に関わったことがないもんですから，その辺の時間経過の感覚というのも全く分からなくて，お答えしようがないというのが正直なところです。

ただ，今説明いただいたように，わざわざ法律で２年以内にしろとか，結果を２年ごとに言えとか，外国でこういうことを決めてる法律を持ってる国がどれぐらいあるのかも知りませんけど，２年というのは，そういった現状を鑑みて設定する数字でしょうから，忍耐の限度というかがこのぐらいなんだろうなというのが客観

的に推察できるというぐらいの印象しか，私は持つことができませんでした。

委員長

ちなみに，これは２年ということで法律に制定されたんですけど，２年以外の期間とかというのは，法律の制定過程の中で出ていたりなんかするんでしょうか。

事務担当者

今御質問がありました事項でございますけども，過去の委員会の議事録でのやり取りを若干御説明したいと思います。当時の法務大臣が質問者からの何でこういう２年という数字が出てきたのか，その根拠についてどういうことなのか改めてお尋ねしたいという質問に対して，御指摘のとおり，最近は民事，刑事とも期間が短縮される傾向がございまして，それは大変いいことだと喜んでいるわけではございますけども，一方において非常に大勢の国民の注目を浴びた重大事件につきましては，一部ではございますが非常に長く掛かっているということもまた事実ではございまして，そのようなものがみんなの目に触れることが多いということもありまして，裁判というと長く掛かるという印象を持っている国民が結構たくさんいるわけでございます。この法案は，このような事件も含めまして，第一審の訴訟事件の一層の迅速化を図りたいということを考えまして，国民が納得できる合理的な期間であり，そして制度，体制の整備を通じて実現が可能であるということを考えまして，取りあえず２年ということが一つ，そのような期間ではないかというふうに考えたわけでございますと。２年以内のできるだけ早い時期にということでありますので，現在も２年を切っているものはたくさんございますけども，そういうケースも少しでも早くということを目指しているわけではございます，というふうに説明をしておられます。

委員長

多分納得いく説明ではないんではと思いますけど，一応２年ということが妥当だろうということで制定されたようです。どうもありがとうございます。

次に，Ｄ委員のほうから何か御意見を頂けたらと思います。

Ｄ委員

私どもの会社は，裁判は，ほとんどないんですけど，ある裁判，委託金の訴訟ということで，委託の場合だったら恐らく実質的には１年以内で終了と，かなり短い期間で終わってるのが実際のところだと思います。資料を見させていただいて，裁判といっても非常に範囲が広くて，例えば審理期間の平均値でも，これも書かれてましたけど，医療関係だと２５．２か月，建築関係だと１６．６か月という，これも書いてあるんですけど，内容によってかなり範囲が広いということなので，一口に全部２年というと，実効性の面から考えて余り具体的なイメージがわかないなというのがあります。ある程度分類して，その中で目標期間というのを定めないと，なかなか素人には見えてこないのかなというのが素人としての印象です。

委員長

事件類型によっては２年を超えてしかるべき事件もあるし，２年だと長過ぎる，１年でも長過ぎるような事件もあるということだと思います。事件の種類については，少しまた後ほど御意見を頂けたらと思います。

続きまして，Ｅ委員のほうからよろしくお願いします。

Ｅ委員

私も前の仕事をしておりましたときは，やはり国際間に訴訟がまたがりますので，これはもう４年，５年というのもざらで，その前に契約をいかにうまくやっておくかというのがやっぱり大きな，それにかかるところという気持ちで仕事をしておりました。また，私が一般人という考えでこの問題を考えてみますと，小さい頃から，

裁判に持ち込むと問題が大きくなって複雑化する，期間が長くなる，お金も掛かるということを，ですからできれば示談とか，相談機関に相談をして示談にしたほうがいいというのを何か頭の中にすり込まれてるような，これが私の個人の考え方としてはそうです。

今回こういう法律があるというのも知りませんでしたし，こういう迅速化というのを取り組まれてるというのも知らず，大変いい勉強をさせてもらったと思うんですが，頂いた本や，それから御説明を受けて，一概に私が考えたほど長くはないんだなと，６か月以内に終局するのが６１．７パーセントという，それと一部に医療とか建築とか知財とか，そういうところで２年を超える割合が高いものがあるということが理解できました。

さっきＤ委員がおっしゃったように，全部のいろいろな，事件の個別性も特殊性も，そういうものを除外して一律に２年というのは，これはやっぱりおかしいような気がするんですね。普通のことが案外早く済んでるとなれば，そのものに対応していく裁判所の，裁判所というのか，そういう体制を整えていくことがまず第一というのと，それから今日は迅速化という問題ですけれど，それでその事件を訴えた人，あるいはそれが終結した人が本当に満足がいく審理がしてもらえたのかどうかというのが，やっぱりここも大事だと思います。

ですから，審理を尽くすのにはどのくらいな期間が要るのか，そういうプロセスが私には分かりませんので，何回そういう審理を尽くして納得がいくとこがあって終局すれば，ほとんどの人が，満足はしないだろうと思うんですけれど，まあよかったと思える期間，内容がどうなのかという，その二つの面からこの迅速化というのを考えていかないと，期間だけを考えていたんじゃ，やっぱりちょっと片手落ちかなということを今回勉強させていただきました。

委員長

岡山地裁では，例えば６か月以内に，あるいは１年以内に終局しているというも

のは，一審なんでしょうけど，一審が６か月以内に，１年以内に終局しているという事件の審理の内訳などは何か，要は期日がどれだけ開かれるのだとか，その情報はありますか。

Ｆ委員

例えば，お金を貸して返せという事件，これを個人と個人で争ったら大体どのぐらいで終わるんですかね。

Ｇ委員

長くても３回ぐらいで終わると思います。

Ｆ委員

その期間はどのぐらいなりますか。

Ｇ委員

いろいろ都合を入れても３か月から６か月で終わると思います。

Ｆ委員

家を貸して賃料，これを払ってないから出ていってくれという事件の場合はどのぐらいですか。

Ｇ委員

それも早いですね。五，六箇月では結論は出るんじゃないでしょうかね。

Ｆ委員

不倫をしたから慰謝料を請求する事件の場合どのぐらい掛かるんでしょうか。

Ｇ委員

これは双方の事情を聞かないといけないケースだと少し時間が掛かりますが，８か月から１０か月，１年は掛からないでしょうね。

Ｅ委員

そういう普通の事例だと，そんなに私は長いように思わないんですね。裁判に入るということを覚悟して，多分弁護士さんが付けば，ここはこうで，このくらい掛かりますよ，お金は掛かりますよということを納得してきっと裁判をされてるんだから，今の事情だとそんなに問題はないような気はするんですが。それ以外のところで，さっき言いました特殊性とかがあるものが一緒になって議論されるから，やっぱりそこの平均値が上がりますよね。２年を超える，あるいは３年，４年掛かると。その辺を分けて議論というか，考えないと，この問題は難しいかなという気がします。

委員長

続きまして，Ｊ委員のほうから御感想を頂けたらと存じます。

Ｊ委員

私は裁判をしたこともないし，本当に分からないんですけど，今の話を聞いて，二，三箇月でお願いしたら判決も出ることもあるんだな思って，ちょっとびっくりしました。お金が絡んでくることなので，いろんなこともありますけど，やっぱり総理大臣でも１年もたないこともあるので，もうちょっと短くしていただければ本当にありがたいと思います。

委員長

確かに短ければ短いほうがいい事件もたくさんあると思いますので，法律で２年と設定することが果たして妥当なのかどうかということにつながるかと思います。どうもありがとうございます。

続きまして，K委員のほうからよろしくお願いいたします。

K委員

２年ということなんですけれど，これも事件の内容が非常に難しいのが裁判を受けるということから見ると，目標としては妥当なものでないかなというふうには思っております。ただ，この法律ができた当時，もう既にほとんど２年以内だったんじゃないかなというようなことをちょっと資料を見ていたんで，何か無難な目標だったなという気はしてます。法律ができて，基盤整備法ということなんで，いろんな法曹の人数も増えてると思うんですけど，できた後にどれだけ効果があったのかという，いまいち見えないなとは思いますね。

委員長

この法律がなくても２年以内でやっていた，この法律の実効性は特になかったということになるのかと思います。

引き続いて，他の委員の方から御意見，御感想を頂けたらと存じますが，Ｉ委員のほうからよろしくお願いいたします。

Ｉ委員

２年というのは理念上の数字ではありますが，この裁判迅速化法ができて，法曹三者も一応それに向けて，迅速化に向けて協力して頑張ってきて，一定の成果が上げられてるのも事実では一応あるとは思っています。ただ，裁判の期間がどうであるのか，どうあるべきかというのは，法律上の２年とかいうことにこだわるんじゃなくて，実際に訴訟を利用した人がどう感じているかというのが重要じゃないかな

と思ってるんですけれども。

この点について，学者などから構成されてる民事訴訟制度研究会というのがあるんですけど，その研究会が平成２３年に，法人も含めて３，０００人ぐらいの訴訟経験者を対象に行った意識調査というのがあるんですけれども，それによると実際に裁判に掛かった時間の長さについての評価を尋ねたところ，短過ぎるとか，やや短いと答えた人は８パーセントしかいなくて，合理的だと答えた人は３４パーセント，やや長いと長過ぎるの合計が４４．２パーセントというふうに，やっぱり長いと感じてる人が一番多いというのがデータとして明らかになっています。

そこで，長いと感じたのはどの段階ですかって尋ねたところ，最も回答が多かったのは裁判全体というのが６３．５パーセント，その次が期日と期日の間と答えたのが４４．５パーセント，その次が第１回期日までと答えたのが２４．５パーセントとかいうふうに続いていくんですけれども，やっぱり特に期日間，それから裁判全体というか，審理，主に争点整理の段階だと思いますけども，そこら辺について不満を抱いてる人がいると。それから，裁判を始めるに当たってちゅうちょを感じましたか，どうですかということを尋ねたところ，４６．７パーセントがちゅうちょを感じたと答えてて，その回答者に対して，ちゅうちょの理由については何ですかと尋ねたところ，最も多かった理由が時間，これは７３．８パーセント。

だから，そういうふうに考えると，迅速化法ができて数年間，法曹三者の取組により一定の成果は上げられてるものの，まだまだ市民が求めるところまでは到達してないんじゃないかなと。やはりそれについてはもっとこういった，今日せっかく地裁委員会ということで市民の意見も反映される委員会でもありますんで，市民の意見，声などを取り入れて議論していくべき課題なんだろうなというふうに思ってます。

委員長

期日と期日の間が長いというのは，先ほどのＥ委員の御感想にもあったと思いま

すけど，６か月以内に終わっていたら，その内訳として期日が，さっきＧ委員の御説明だと３回ぐらいということになると。２か月ぐらい空くということでしょうか。

Ｉ委員

大体，実務上は１か月から長くて２か月ぐらいの期日間隔だと思います。１か月か２か月半ぐらいですかね。

委員長

一般市民としては，自分の事件だったら，次の週に期日を開いてくれないかとかと思う人もいると思うんですね。それは１か月や２か月空いてしまうというのは，何かやはりほかの事件処理の数が多いとかということが影響しているんでしょうか。

Ｇ委員

期日というのは，何日後に開かなきゃいけないというルールがあるわけではないんですけれども，弁護士さんを頼んでやるということもずっと日本では昔からやってるところでして，この期日の間隔というのは，裁判所だけではなくて弁護士さんとの関係でも事実上形成されてきたところが多いんですね。そうすると，確たる根拠はないんですが，月１回というのが事実上形成されてると。これを短くしようと，では２週間後とか３週間後ということは，個別にはやるんですけれども，総じてスケジュールが月に１回ということがどうも日本では圧倒的に定着してるんですね。ですから期日も，次は２週間後でいいですねと，こういうことができる場合もあるし，できないとも言えないですね。全体として見れば不思議に３週間で回ってるというケースではなくて，月１回というのがどうも間隔的に決まってるというのが実情ですね。

委員長

期日と期日の間隔は，多分一般市民から見たら，１か月ですよと言われれば，そうかなという形で納得するんでしょうが，それは２年以内というのが，２年と言われたら納得するのと同じぐらいの感覚だと思いますので，自分が事件に関与したら，よりもう少し早い，あるいはじっくり期日間準備が必要だから期日と期日の間を設けてくれとなったら，それは事件ごと，裁判所との間で期日設定はなされるということですね。

Ｇ委員

そうですね。ですから，後でお話も出るかと思うんですけれども，急を要する事件というのは，裁判所も記録を見れば分かるんですね。急がないといけない，これは何としても早くやりましょうよということは申し上げることもありますし，それは適切に御協力いただいて，早く処理をするという場合もある。ただ，何も言わないと後回しにするのかというと，そういうことでないので，この辺は誤解されないでいただきたいと思います。

委員長

当事者に合った形での期日設定がなされているということが国民に浸透すれば，もう少し裁判のアクセスも開けるかなというのが今の感想として受けました。

それでは，Ｌ委員のほうから何か御感想を頂けたらと思います。

Ｌ委員

期日と期日の間隔は，やはり当事者の立場に立つと相当時間が掛かるので，１か月ぐらいと。争われて非常に激越な問題が生じた事案ということにはなりますけれども，やはり事案ごとに考えていかないと，本当に稚拙な訴訟になっても意味がありませんので，やっぱり事案ごとかなと。そういう面で，２年というのは努力目標ではありますけども，どんなに長くても２年で何とかしましょうということですの

で，そのほとんどが終わってるということを見ると，妥当な年数なのかなと，期間なのかなと感じました。

委員長

やはり早ければいいというものではなくて，訴えを提起する側から見たら，準備が整った段階で訴えを提起するからいいんですけど，訴えを提起された側から見たら，確かにおっしゃるとおり予期せぬ訴えだとすると，やっぱり準備がかかってくるんですんで，早く早くと言われても，準備が整ってなかったら２年ということの縛りが逆に不適切というか，不公平な結果になるということだと思いますけど。

引き続きまして，Ｆ委員

Ｆ委員

この統計表を見ると，平成１２年の時点で大体８．９か月間になってるんですね，平均が。その後，ある理由があって短くなってるんですけれど，また最近戻ってきて，平成十二，三年のレベルに戻ったということなので，じゃあ迅速化法案がどこが影響したんだということなんですね。確かにそのとおりだと思うんです。

全体的に考えると，日本の民事裁判というのは平成に入った段階で大きく変わったんです。民事訴訟法自体は平成１０年に変わったんですけれど，裁判のやり方自体は平成に入ったときから大きく変わりまして，その段階でかなり早くなりました。平成十二，三年に，大体審理期間は３分の２になりました。３年が普通だなと思ってた事件が２年に，２年は掛かってたろうなと思う事件が１年三，四箇月，１年半かもしれませんが，そういうふうになりました。それは，要するに裁判が余りにも遅いという声が昭和の終わりぐらいからすごく強くなって，何とかしなきゃいけないという，裁判所と弁護士会が主に実務レベルで工夫をして早くしたと。法律はその後を追い掛けてきたということです。

迅速化法案に関して言いますと，この段階で，別に国民から見て早くなったとい

うことを申し上げるつもりはありませんけれど，ほとんどこのままの人員で，この制度のままでやるとしたら，これ以上弁護士さんのほうに御迷惑を掛けるわけにもいかないんだ。つまり今早くなった大きな原因は，弁護士さんの準備期間，弁護士さんの労力をすごく使ったんですね，それまで以上に。多分，これは後，弁護士事務所が抱えなきゃいけなかった労力ってすごく多かったと思うんです。訴訟が前倒しになってたんですね。だから，これ以上多分，弁護士さんのほうも普通の事件では無理だろうと，このままでやるんならと。裁判所のほうもほとんど無理だと。

そうすると，基盤整備をしなきゃいけない。つまりこれ以上裁判を一般に早くしようとしたら，国の責務として人的，組織的，そういうものの改革をしなきゃいけないんじゃないかという，その目標として２年。その２年というのは，時々ものすごく長い事件があって，これが新聞報道にはよく出てきますから，全部が長いというふうに思われるし，長い事件があっちゃいけないんですね。迅速化法案の成果だというのもちょっとおかしい感じがしますけれど。

ただ，この頃からすごく早くなったのは，例えば医療訴訟がそうです。今２４か月ということで，全国的に見ても，昭和の終わりから平成の初めは，ほぼ５０か月掛かってました。幾ら何でも４年はちょっとひどいよねと。これは，もちろん原告になった患者さんの側から言うなら救済が遅過ぎる。それから，被告になったお医者さんの側から見ても，一審だけで４年も５年も被告の立場にいるということ自体が，医師にとっては本当に大変なことだという声が上がりまして，それについては裁判所のほうも，あるいは弁護士会のほうも，ある工夫をしました。法律も変えましたし，いろんな医療訴訟に関する手続を変えたということがありまして，半分ぐらいにはなったんです。ここからなかなか切れない。だから，２年をちょっとだけオーバーしてるんですね。ここからなかなか短くならないんで，それでもやり方があるんではないかということはいろいろ工夫はしてますけれど，なかなか難しい。

それから，建築も同じように，建築のほうはそんなに言われなかったんですけれども，医療訴訟が一番言われたんですが，建築のほうもかなり，例えば平成の初め

と今とを比べると早くなりました。これも多分，弁護士さんや裁判所が建築訴訟について，ある審理方式を考え出して，それを実践することによって早くなったんだというふうに思ってます。

それから，早くなった領域で言うと，交通事故の訴訟は早くなりました。これはいろんなものが整ってきたということで，先ほどおっしゃっていましたが，交通事故は統計表で見ても大体十二，三箇月になってますので，２年は掛かってない。交通事故を昔少し争えば２年は超えてたと思います。そういうところから見ると早くなった。

だから，もちろんこれは類型によって議論しなきゃいけないんだというふうにＥ委員がおっしゃってるのは誠にごもっともなんですが，この法律自体が僅か八つの条文しかありませんので，国民が感じてる裁判の長さ，これを全体として２年以内にしようと。もちろんこれは医療訴訟も何も含めてですね。そこはＬ委員がおっしゃったことで，長いやつでも２年以内にしようということなんです。ところが，これはなかなか難しい，できない。それじゃ，できない原因は何かということを検証委員会のほうが一生懸命検証してるということです。これは，検証委員会が裁判所にお見えになったり，あるいは弁護士さんのほうに行かれたりしてやってるんですけれど，余り，途中までいって，早くならないですね。というようなところは一応皆さんの御意見をお聞きしてての感想なんですけれど。

委員長

それでは，Ｈ委員のほうからよろしくお願いいたします。

Ｈ委員

今，Ｆ委員がいろいろ言われたんですけど，確かに昔は非常に長くて，さみだれ式で，そういう意味では，当事者の代理人というのもそれなりに楽だったんですよね。何となく１か月に１回法廷が回っていくという感じで，だらだらだらだらとし

てたと。言い訳的に言うのは，いや，時間が解決するいうこともあるよなんていうふうなことを言ってたんですけど，確かにある時期から，これじゃ駄目だというので，法律ができる前から，例えば岡山でも桃太郎コートというのをつくって，そういうところで裁判所と弁護士が一緒になって民事裁判をどうやって早くしたらいいのかということを話し合っていったと。そういう中でいろいろ，今もやってるんですけど，工夫はしてるんですよね。

期日の問題なんかはあるんですけど，やはり当事者の代理人をやってる弁護士の日程というのはかなり左右します。弁護士もそれぞれいろんな形で動いてます。一つの目安として１か月があるとしても，その１か月先を言われてすぐ入る弁護士と，１か月が２か月になっても入らないという，忙しい弁護士とそうでない弁護士になるのかも分からないんですけど，そういうものもあります。それから，そういうときに入らないというので無理をしてさっさと入れてくれる人もいるんですけど，じゃあさっさと入れて，次回期日に約束した準備書面が出てくるかというと，出てこないということもあるわけですね。だから，期日をすぐ，予定どおり１か月で入れるということと，そこで約束したことを守るということは別なことなんですね。それをどういった形でルール化してやっていくかというのは今いろいろやってることなんですけど，それがどこまでやっていけるのか，どこまで短縮できるのかということだろうと思うんです。

それから，もう一つは依頼者の方，どういう依頼者が自分の依頼者という形で来られてるのか。例えば裁判所で約束をして，これぐらいだったらこれぐらいの期日でできるでしょうということでいろいろお話をしても，連絡を取りにくい依頼者，あるいは会って話を聞くのになかなか時間を取ってもらえない依頼者，いろいろあるわけですよね。そういうものによると，どうしてもこちらも余裕を持って時間を取りたいと思ったりするんですね。そういうことによって少し長くなったりすることもあるというふうなことはあると思うんです。ですから，そういった，今私が話してるようなことは，弁護士がどれだけ努力するかというふうなことになろうかと

思うんですけど，これは依頼者の人と一緒に協力してやっていかざるを得ない。そういう中でどれだけ早く回転させていくかということですよね。

やはり依頼者の方というのは，原告にせよ，特に被告の場合なんですけど，被告にされたというので，すごい重荷を背負ってしまうんですね。原告の場合は自分が訴えるということで，別段，余り長くなってもぶつぶつ文句は言わないんですよ。ただ，被告の場合は，いつになったら自分はこの座からおろしてもらえるんかと。刑事事件の被告人と同じように考えられるんですね，被告ということで。幾ら説明しても，言葉では分かるんですけど，どうも頭としてなかなか理解できないという。それで，例えばの話ですけど，負けても，いや，もういいやと，もう控訴するのはやめるというふうな形であきらめるような人もいる。こういう人にとっては，やっぱり期間が長いというのは非常な苦痛なんだろうと思うんですよね。ですから，そういった，どこまで努力で直せるかという部分と，制度的にどういう形でそういうことを担保できるようにしていくのかということはあるかと思います。

それから，一般の事件というのは随分早くはなってきてるんで，今のようなことも割とやりやすくいけると思うんですけど，一番問題なのは医療過誤で，弁護士は素人ですから，裁判所もある意味では同じだと思うんですけど，相談する，教えてもらう人がいないんですよね。岡山で裁判をやって，岡山のお医者さんで協力してくれる人なんか，まずない。私が今やってるのは●●県に教えてもらいに行ってる，もう何年も掛かってるんですけど。そういうふうな感じなもんですから，１回１回裁判所に指示されて書面を書く，あるいは鑑定をする場合に鑑定事項を研究しろと，自分の言いたいことを言えというふうなことを言われて指示されても，短期間で準備ができないんですね。その協力医の予定に合わせてこちらが出ていかざるを得ない，そういう問題があります。

それから，建築なんかは，逆に専門家はたくさんいます。そういう意味で協力を余り嫌がりません。だから，そちらのほうはお互いの努力で勉強すれば事件は早くなっていくんだろうと。交通事故自体は，もう全体がそういうルールに乗りつつあ

るんで早くなっていったと思うんです。あと，そういうふうなことを見ながら，個々の事件をどういうふうにしていくかというのを類型別に考えたらいいんじゃないかというふうには思ってます。

委員長

いろいろ御指摘いただいたところです。被告という表現がよくないというのは，今現在の民事訴訟法が改正される際も立法で何とか変えようと努力したんですけれど，代替する用語がなくて，訴えられた者にするかというと，それもこなれてないということで，被告人ではなくて被告ということでいきましょうということで，現在もそういう用語になっておりますが，やはり一般のイメージとしては，ちょっと何か悪いことをやってるイメージが強いので，何かほかのいい呼び方があったら，そのように変えられたら変えたほうがいいかなと，感想ですけど思いました。

あと，医療事件と建築事件につきましては確かに２年を超えてる事件が多いんですが，これはそもそもなぜ２年を超えてるかということですけれども，それについて何か説明いただけたらと思いますけど。

Ｆ委員

一般的に言うと，医療知識が偏在してるというか，原告側にはなくて被告側にある，被告側がほとんど独占してる。それはしょうがないですね，お医者さんという立場ですから。

したがって，原告のほうは裁判まで持ち込むのも，それは本当に大変なことだと思うんですけれど，持ち込んだ後も，裁判所も分かりませんから，本当にこの訴訟でどこが勝負になる過失なのかということを早く教えてくださいというふうに原告側には申し上げるわけですけれど，それを医療訴訟のあるレベルまで原告代理人がよくお分かりになって書面化して相手方に渡すという作業が多分一番大変なんだろうというふうに思います。

それから，そういうお互いの言い分がまとまってきますと，裁判所のほうで医学的な専門的知見はあるわけではございませんので，鑑定という作業に入ることが多いわけです。鑑定というのは，つまりお医者さんに専門家として，この事件に対する御意見を伺う。我々の足らないところを補っていただくということなんですが。

まず，鑑定人になっていただく方を探すのがなかなか大変ということがあります。これも平成１３年頃から最高裁が，余りに鑑定に時間が掛かるということで，いろんな改善策をとって，その頃に比べるとかなり早くなったと思うんですけれど，それでも恐らく，鑑定ということが決まってから鑑定人の意見が返ってくるまでに１年近く掛かったりします。なるべく３か月か４か月ではやろうというような目標を立ててやってるんですけれど，そういうことが起こります。

それから，鑑定の専門家の意見が返ってきたときに，それはどちらかの結論で返ってきますから，当然不利なほうの方は，それはおかしいんじゃないかということで，審理を続けろというふうにおっしゃいます。これは，そうおっしゃる限りは審理を続けなきゃいけないわけですけれど，あるところまでは。それがなかなか難しいというのも。じゃあ，そのお医者さんを呼んできて尋問をするのかと，あるいは補充的に書面を出してもらってやるのかと，その手続自体が日にちが掛かります。

つまり専門家の意見を批判するわけですから，これは基本的には専門家にまた見てもらって，弁護士や裁判所がそれだけでできるわけではありませんから，原告のほうに不利な結論が出れば，恐らく原告側の弁護士さんは，またそれを専門家のほうに持ち込んで，こういう結論が出てるけれど，ここはこれで本当に専門家として正しいんでしょうか，あるいは多数の意見なんでしょうかということをお聞きになる。その手間が掛かる。被告側に不利でも同じことですよね。そういうことがなかなか実質的に早くならないということがあります。もちろんいろんなことが，いろんな手続を用意したり，それから鑑定についても，いろんな法律を変えたりはしてるんですが，基本的なそういう専門知識の偏在という医療訴訟の持ってる宿命はなかなか変わらないということになりますね。

多分都会，東京が多分一番早いと思うんですけど，東京が早いのは，原告になる患者さんの側の医療訴訟，原告弁護団みたいなのがかなりの力を持っていまして，訴え提起をするまでの間に当該病院との間で非常にやり取りをされるそうです。ある程度，少なくてもお医者さんの，被告の側になるだろう人の意見というのは，原告側の代理人は理解をしてる。それを御自分の支援，味方をしてくださるお医者さんの意見を聞いて，それに対する反論は用意ができてる。この段階で訴え提起をされると大分早いですね。裁判所に来てから，あとはそれに従うということになります。そうすると，２年という目標数値が割と現実的になってくるのかもしれないなと。

ただ，これも東京という，大学病院がたくさんあって，いろんな立場で発言してくださるお医者さんがたくさんいて，弁護士さんも多くて，ある種の量的な確保ができるというのが社会的条件としてあるということが多分前提なので，それを東京，大阪以外の地方の都市でやるとなると，そこはなかなか大変だろうというふうな感想です。

委員長

医療訴訟につきましては今御説明いただきましたように，鑑定という，証拠調べの一種なんでしょうけど，その鑑定に時間が非常に，いろんな意味で要するということのようです。建築紛争につきましても同じような事情があるんだと思いますが，構築物に瑕疵，欠陥があったということは，これも専門的な鑑定，建ってる建物を壊して見るわけにもいかないわけですから，それが本当に欠陥なのかどうかを判断するために専門家に依頼するということでいろいろ時間が掛かるということかと思います。

先ほどの意見は，２年，あるいは２年で終わるかどうかは事件類型ごとということの御意見が多かったと思います。としますと，今の例えば医療訴訟とか建築訴訟というのは，逆に２年以内で終わらせるべきではないというような事件とも思える

んですが，そこら辺については，ほかの委員の方から何か御感想とか意見とかがあったら頂けたらと思いますけれども。

H委員

私は，医療訴訟というのは，何らかの形で基盤整備といいますか，そういった原告代理人になる弁護士なんかがもっと気軽に相談できるといいますか，レクチャーしてもらえる，協力医制度みたいなものが何か制度としてできれば，そこでいろんなことが教えてもらえると。そうなれば，武器対等じゃないんですけど，被告側と同じような形である程度相談をして，医学的な知見について学べると，それを土台にして裁判所へ持ち込むということになると思うんです。

とにかく今一番何が苦労するかというと，協力してもらうお医者さんを探すのにまず時間が掛かるんです。その人に巡り会ってから，そういう方というのは結構何件も持ってるんですね。どうしても協力する人が少ないもんですから，同じ人が何件か抱えてると。そうすると，どうしても相談するのに時間が掛かるというふうなことになるので，何らかそういう形の制度ができると，医療訴訟ってもう少し早くいくんじゃないんかなと。

それから，鑑定人を選ぶのにできるだけ努力してるというふうなことを言われたんですけど，鑑定人も同じことだと思うんですけど，そういう形の体制がとれると，２年というのが場合によったらもっと短くなるのかも分かりませんし，２年が無理でも，２年ちょいでできる，２年半とかに，というふうなことができるんだろうと思うんですけど。

ただ，さっきも言いましたけど，お医者さんもそうなんです。被告として，病院は組織ですからいいんでしょうけど，個人の，個々のお医者さん，病院で言えば執刀した人とか，そういう人たちを病院とあわせて被告にしてるような場合に，早く解放してあげたほうがいいという面もあるんですよね。それから，原告としても，早く済ませたいと。そうしないと，例えば死亡事故なんかであったら，いつまでた

っても亡くなった人が浮かばれないというふうなこともありますんでね。だから，そういう意味でも２年を切るのにこしたことはないというふうには思います。そのための基盤整備だろうというふうに思ってます。

委員長

Ｇ委員のほうから，今Ｈ委員から少し御提案があったような形の試みとかは，何かあったら。

Ｇ委員

鑑定は，確かにほかの民事事件ではほとんど鑑定をするという事件が出てこないですが，医療事件と建築瑕疵については鑑定のケースというのは出てきますね。それで，医療事件のほうが多いですけれども，実情を少し申し上げれば，鑑定人に丸投げをすれば早く済むんじゃないかという発想も確かにあるかもしれませんが，我が国ではそういう形で今まで裁判を進めてきてないんです。

ドイツなんかでは，例えばバイエルンでは１００パーセント鑑定化してると，そういう組織があるわけですね，原告，被告からも中立な。それで１，０００ユーロとか２，０００ユーロで鑑定料を決めて，どんどんやってると。何で日本の裁判官はそんな，分からないのにできるんかというような意見を当地の鑑定人協会の人が発言されていたようですけれども，残念ながら日本の場合はそういうことではなくて，争点は何かなということをよく裁判所のほうで考えてからという順序をとってるんです。

これも見方の差かもしれませんけれども，鑑定人の意見どおりの判決を書けば鑑定人裁判だという批判も昔から受けてたんですね。裁判官はどこにいると。裁判官は自分の頭で裁判をしてないんじゃないか。でも，これもやっぱり多少はバイアスのかかった議論なのかもしれません。こういう議論を積み重ねてきて，少なくとも鑑定に回すまでの時間は縮めていこうじゃないかと。そのために争点を明確にして，

できるだけ早く聞くべきは聞くという形にしようという形になっているところですし，現在進行中と。

東京とか大阪とか，大庁では専門部と言いまして，そればっかりやってるとこがある。ここは逆に鑑定に回すのも早いんですけれども，回さないのも多い。要するに，双方からドクターの意見書が出てくると，早くですね。そうすると，それを突き合わせして，どういう問題点があるのかというのが分かってくる。そうすると，この事件はこうではないかということがかなり，素人ながら裁判所にも分かると。こういうところだと判断がしやすくなる。こういうところで医療過誤事件という形に特化して基盤整備の点を考えれば，H委員がさっき言われた社会的な要因ですかね，そういうところにかなり影響されてこれまできているというところです。だから，これからもまた動いていくかもしれませんね。やり方でかなり動くだろうと思います。

ただ，鑑定人に丸投げとかいうんじゃなくて，一生懸命考えて，要はこれはドクターに聞くのですが，人間の体というのは分からないというふうに最終的にドクターに言われてしまう。分からなくても結論を出さなきゃいけないですね。ドクターも悩んでるんです。こういうところなんで，非常に判断自体が難しいところなんだろうというところは，一般の市民の方々にも御理解いただきたいと思いますね。

委員長

確かに裁判所だけでなく，ほかのいろんな社会的な状況が整うと，あるいは国によって異なる状況になっているかと思います。

ドイツなどは，御説明いただきましたように，法律の専門家でない，例えば建築家の集団あるいは医療の集団というものがかなり確固とした形で存在するようでありまして，その人たちに任せといて，その人たちの意見を言えば，あとは法律の問題としてはどうでもいいんだと，実際この建物に瑕疵があったら，それでいいんだと，それが分かればいいんだと，それで納得しますという形に恐らく制度がかなり，

国民の間でも意識，制度共に整っているんだと思います。

ただ，日本だとやはり裁判所に訴えてきて，裁判所の中でいろんな専門家の意見が出されて，それは裁判所はこう判断を受けて，こうですと言って，そうですかという形で納得する国民性というか，それがいいか悪いかは別にしまして，そういうような国民性がありますので，どうしても２年を超えてしまうような事件が医療過誤とか建築訴訟では，統計上それがあらわれてるかと思います。

いろいろな御意見を頂いておりますが，皆様の御意見を頂きました上で，今の段階で何か，２年以内という目標設定そのものもそうなんですけれども，こんな設定はやっぱり，事件類型ごと変えるということは無理なんだから，この法律の２年というのが，そもそもこんな法律はおかしいんじゃないのかと，あるいは２年じゃなくて３年のほうがやはりいいんじゃないかとか，いろんな感想とか御意見があったら遠慮なく発言いただけたらと思いますが，よろしくお願いいたします。

Ｅ委員

質問を二つ。最初に，Ｉ委員のほうから迅速化について，長過ぎると感じた人が４４．２パーセントということがありまして，報告書を見てましたら，その中に自分の側の立場を十分に主張できたかどうかというところで，５６．２パーセントの人ができたって書いてるんですが，この５６．２パーセント以外に，満足度をはかる，この裁判をしてすごいよかった，その医療を含めてですね，期間とは別に，そちらのほうの何か数字があれば教えていただきたいというのと。

それから今，特に医療なんかでは，専門知識が，普通は裁判官の人にも，それから弁護士さんのほうも，今までそういう教育を受けてなかったら，ないのは，これは当たり前ですよね。だから，基盤整備を図るときに，例えばそういうところで，日本で専門分野の弁護士を育てるというようなことができるのか，その機関の育てる間で。

それから，企業では，知財の専門家がいなければ，その知財のものすごい専門知

識を持った人をすぐどこかから中途採用するわけですね。ですから，協力医と，そういう人たちをその都度探すんでなくて，ある程度裁判所で抱える，抱えるいう言い方はおかしいかも分かりませんけど，そういう何か制度が。お医者さんの側にも，それだったら裁判所でこれからは協力をしていってもいいという人がいないとは思わないんですね。だから，そういう新たなことができないのかどうかという，その点をお聞かせくだされればと思います。

Ｉ委員

特に医療過誤とかで言うと，やっぱり証拠の偏在ということで，カルテは早期に入手して反訳して，意見書を協力医から取り付けてやるんですが，やっぱりどうしても医療機関の側のほうが，一般的には協力医も多いですし，そういった証拠の関係で，アメリカとかと違って日本はまだ証拠収集手続が不十分なところもありますんで，証拠の収集の面で病院側に負けてしまうということもあります。で弁護士もたくさん文献などを読んで勉強してるつもりでも，それに基づいて準備書面を書いても，また反論される，そういったことの繰り返しでやっていくわけです。弁護士としては一生懸命やってるんだけれども，患者側からすると，どうしても制度的にも，若しくは実務的にもなかなか限界を感じてしまうというか，何か徒労感を感じてしまう人が多いようには感じますね。

実際は，事案にもよりますけど，やっぱり密室の中で行われてる手術の内容でもあるし，特に手技，やり方が悪かったとかいうことについては，その受けた患者が亡くなってたり，若しくは生きてたとしても麻酔中ですから，何をされてるか分からないわけで，そのとき何があったかというのは分からない事件なんですよね，医療過誤というのは。そもそも事件の性質として，そういうことでもあるので，やっぱりこのときはこうだったんだと，こういうふうにやったんだというふうに医者から言われると，それがカルテと著しく矛盾してでもいない限りは，なかなかそれを覆すのは難しいというのがこれの事件の類型的なもの，定型的な限界としてはあり

ます。だから，そう言われると，こちらとしてはそれ以上言えないという意味での歯がゆさを感じる人はいますしね。

Ｆ委員

多分，先程，Ｅ委員がおっしゃったのは，そういう満足度，自分の言いたいことは言えたという以外に，そういう統計資料はないのかということですかね。今，Ｉ委員が御紹介してくださったのが多分，量的にも一番詳しくて，裁判所が主催してデータを取ったものはないと思います。ただ，先ほど紹介されたデータについても，裁判所が提供しなきゃいけないものがあるので，それは積極的に多分協力させていただいてるとは思いますが，裁判所が主体になってつくったデータは特にないんですね。非常に難しいんだろうと思うんですね，データを取ること自体も。難しいから意味がないというんじゃなくて，そのデータは非常にいいデータだと私は思ってますけどね。

それから，もう一つおっしゃった専門家の養成みたいなものはどうなってくるということですが，これも司法改革と言われてる一連の流れの中で大きなテーマになりました。非常にやりやすいところからというか，やりやすいところからいきますと，例えば知財高裁というものが独立しました。ある種，東京高等裁判所だけが持ってた権限を独立させて知財高裁というのをつくりました。これは高等裁判所なのに高裁長官になった所長という，ちょっと鵺的ではありますけれど，少なくともそこが専門的にやるというのはあります。

それから，もうちょっと組織的に下のレベルで言うと，医療集中部というのをつくって，医療事件が起きると，その部だけがやる。東京には民事部が多分５１か２今あると思います。大阪が２６ぐらいあると思います。東京には医療事件が起きると，医療事件をやってる部が四つあります。そのうちのどこかに行く。大阪には多分三つあると思うんですが，それのどこかにという形で，少なくとも３年間は，裁判官は医療事件を主に扱う。それを多分２度ぐらい医療集中部をやらせますと，

かなりのレベルには，間違いなく，なります，じっくり勉強させられますのでね。そういう意味で，これもいろんな政策の問題なんで，いろんな事情があって，大きい裁判所は全部医療集中部を持ってるかというと，そうでもないんですけれど，多分日本に今７か所ぐらいの裁判所で医療を集中させています。医療を集中させたほうが効率的であるし，裁判官の少なくとも知識は上がることは間違いありません。

これは昔から，別に医療に限らず，労働事件だけを扱う労働部というのも，今，日本に四つか五つの裁判所では集中してます。それから，行政事件という，国や自治体のやった権力行使に関する処分について国民が争うという形も集中させてます。そういうふうに集中部をたくさんつくって，ゼネラリストだけではなくて，スペシャリストをやっぱり養成したほうがいいんだという考え方はあります。それに従って専門部，集中部は増えました。もちろん知財も集中させてます。知財高裁以外にも，東京と大阪が持ってます。そういう形はあります。それは，だから裁判官の養成，あるいは裁判官の配置の問題で，今Ｅ委員がおっしゃったことを実現する方向としてはそういうものがある。これは裁判所だけでやりますから，非常に早くやれるということで。

もう一つ，裁判所が平成１６年に施行したのは，専門委員という制度をつくりまして，これはなかなか難しい，専門的な話になるんですけれど，先ほどから話が出てる，鑑定をしてくださる鑑定人という方とは別に，裁判所のほうでアドバイスを受ける専門家を訴訟手続の中に引き込むという制度をつくりました。これは，だから医療だとお医者さんということになりますし，建築だと建築士さんということに。いろんな分野で，例えばよく今使うのは，ＩＴの関係はやっぱりなかなか契約自体が難しかったり，目に見えない物なもんですから，それを説明してもらわないとよく分からないというんで，ＩＴの専門家の方，ソフトをつくっておられる専門家の方を専門委員という形で訴訟手続に参加していただいてます。。

それから，一番，専門委員という方々に聞いて，聞けばすぐ分かるけど聞かないと分からないというのは，これはどの分野の方もそうだと思うんですが，我々は法

律家ですから，法律の専門書の知的権威とか，一般的に承認されてる度合いは，これは無条件で分かるんです。だから，法律の文章は証拠で出てくれば，これはこの程度の人だな，あるいはこの程度の人が読んでるなということはすぐ分かります。

でも，同じことが医療文献で出てきた場合は，結論がＡとＢという文献が出てきたときに，どちらがいわゆる成書なのか，あるいはどちらがどの程度権威のあるお医者さんがお書きになったのかって全然分かりません。そうすると，例がよくないかもしれませんが，微分，積分みたいな，ある種難しい数学のところでもめてるのか，１足す１は２かどうかというところでもめてるのかが分からないんですね。これが非常に専門家でないところのつらいところで。それは専門委員の方にお聞きすればすぐ分かります。これは，大学の医学部に入学した人は読んでます。少なくともこの文献は，大学院に入った人は読んでます。だから，どうだというわけではありませんよ。そういうふうな使われ方をします。

そういう意味では，平成１６年から導入した専門委員という制度は，専門家の知識を裁判所の手続の中に入れる方法として何もしてないのかと言われると，そういうことはやってます。その活用もやらなきゃいけないなと，もっとやらなきゃいけないなという議論はしてます。

今のところ目に見えるのは，もう一つ大きな問題は，本来ならということですが，ロースクールと弁護士の増員という問題がありましたね。法曹の増員でもいいんですけれど。

これも一つは，例えば医学部を卒業されて法曹になろうという方がなりやすい制度なんですね，今までに比べると。つまり２年のロースクールさえ終われば，それは最終的に試験があるんですが，そこさえ通ればということで。確かにロースクールの最初，ロースクールの１期生，あるいは２期生ぐらいまでにはかなり医師の資格を持ってる方がいらっしゃいました。これがこのままの状態で理想的に進めば，そもそも法曹界に別の専門家が入るという，もろに入ってこられるということができたかもしれないんですが，なかなかちょっとそれが難しくなってきて，最近はそ

っちは減ってきましたね，残念ながら。修習生になる，つまり法曹になる方の中で別の専門家の資格を持っておられる方というのは。今でも，でも昔に比べたら多いですよ，お医者さんで入ってこられる方は。ただ，それがもうちょっとうまくいけばというのは一つの司法改革の理念ではあったんですが，そこはなかなか，いろんなことで難しくなってるというとこら辺ですかね。

委員長

ほかの委員の方から御自由に御意見等あれば，質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

裁判を迅速にしなければいけないというのは，国を越えて，あるいは歴史的にもどこでも言われていることです。ただ問題となるのは，当事者の，先ほどから出てる満足度という観点から見て，早ければいいのかというのがあるかと思います。事件によっては，２年を超えても，それは国民一般から見ても，それは仕方ないんだと思える事件もあるかと思います。医療過誤とかも含めて，早く勝訴したその当事者から見たら，それはよかったなと思うかもしれませんが，負けた側から見たら，もう少し長くやってくれたほうが私の意見が通ったのに負けてしまった，早くやったからだと思われたら，かえって迅速化ということが何てことをしてくれたんだという形の弊害になるんだと思います。迅速化というのは，内容はよくて，より早くと，それをどう実現するかということかと思います。この法律も，皆さんの御意見としては，事件類型によっては２年はちょっと長過ぎるかもしれないけれど，ある程度妥当であろうということの御感想だと思います。

あと，法律の規定の仕方として，例えばある事件については，２年以上しなければいけないんだという形の法律を設けたらどうかというと，やっぱりそれは妥当ではないというのも多分皆さんの御感想だと思いますので，できるだけ早いと，それを２年とするかどうかは別にしまして，早い期間内にみんなが納得する裁判がなされるべきだという理念は一般の皆さんで共通されているかと思います。じゃあ，

２年以内に裁判を実現するには，裁判所としてはこんなことをしてくださったらいいんじゃないのみたいなことが医療過誤訴訟等でいろいろ出てきたんですが，それ以外，裁判所に対する御提案とか何かございましたら，遠慮なく御発言いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

Ｉ委員

例えば東京家庭裁判所では，月水金の午後５時から午後７時３０分まで手続の案内や事件の申立ての受け付けをもらってると聞いてますし，東京簡易裁判所や大阪簡易裁判所では，夜間の調停，調停というのは話合いなんですけども，これを午後５時半から午後７時半まで行われてると。だから，一部の裁判所ではそういうふうに，多分平日５時までには裁判所を利用できない人とかのために夜間サービスなどを導入してるとこもある。そういったサービスがあれば，やっぱりそもそも調停や訴訟を申し立てること自体が早くなるし，そうなれば紛争解決も早くなる。調停の期日が，本来だったら入らなかった時間に入ることによって調停の解決の期間も短くなるという意味では広い意味での裁判の迅速化ということに資するんじゃないかなと思うんですが，ここら辺の岡山の地家裁，簡裁では，今までそういった取組を検討したことがあるのか，今後検討する余地があるのか，ここをもしお聞かせいただければなと。

Ｆ委員

夜間調停という問題は多分，昭和５０年代ぐらいから議論がされてると思います。大阪が一番先にやったような記憶なんですけれど，大阪はやめたようですね。いろんな事情があって，やれる条件があるところと，そうじゃないところがあると思います。岡山に余り今条件はないということだと思います。

委員長

夜間調停は，現在どこかでやってる裁判所とかは。

Ｆ委員

今御紹介があったように東京家裁がやってるんじゃないかと思ってます。

委員長

東京はニーズが，ニーズというか，そのことがあって開いたことになると。

Ｆ委員

私はよく分からないんですけれど，少なくとも物的，人的設備がない，条件としては。

委員長

確かに裁判の迅速化というのは，法律で定めてるのは，訴え提起から一審手続ということなので，控訴してる事件は事件自体は終わってなくて，続いているということになるので，一審を２年以内に終わらすための余力をつくるためのいろんな制度の御提案をＩ委員のほうからしていただいたと思います。これは確かに必要なことだと思います。裁判を期日の設定に余裕ができるように，できる限り，設備とかいろんな事情があって，実現はできない場合もあるんでしょうけれども，例えば一つの提案として夜間調停というものを，実際あるわけですから，取組としては有力な取組かと思います。

ほかに何か御提案，御質問，御感想，何でもよろしいですけど，裁判は早くなければいけないということについてありましたら。

裁判の迅速化というのは，途中Ｆ委員のほうからも御説明いただきましたように，民事訴訟については民事訴訟法という法律がございまして，現在は平成１０年に施行された法律で，平成１５年にもこの迅速化との関係で先ほど御説明があった専門

員制度とかが導入されて，より早くしましょうという法律がありますが，平成１５年の裁判の迅速化法に関する法律関係になく，民事訴訟法自体がやはり裁判を迅速にしなければいけないといういろんな取組のもとできている法律でありますので，先ほどから繰り返しになっておりますが，裁判を早くしなければいけないという要請が強いということは，ほっとくとどうしても裁判は遅くなりがちだというのは普遍的な現象かと思います。そうすると，やはり国民がそれこそ使いづらい裁判になったら時間が掛かる，やめようということになるので，法曹の立場から見たら，国の立場から見たら，裁判をできるだけ迅速化するという必要があるかと思いますので，今後この報告書等々について，また２年後なんでしょうか，作成されて，報告書が公表されるかと思いますので，その動向は常に気にしていく必要があるかと思います。

何かほかに，今日のテーマについて御発言等はありますでしょうか。

Ｆ委員

委員長に教えていただきたいのですが，スピード面で，外国と比べて日本の裁判はどの辺なのでしょう。

委員長

私も外国のことはよく存じ上げませんけども，ドイツと比べればやはり，ドイツも全く日本と同じような状況で，事件が裁判になると停滞するということになりまして，何とかしましょうという形で今のような形の立法の取組がなされております。現在の私の統計を見る限りは，一審で終わってるので何とも言えませんけれども，日本の裁判も比較的早い，世界的に見ても，世界的というのはドイツと比べて，ヨーロッパと比べても早いほうかなと思います。ただ，これも統計上は数字にいろんなトリックみたいなものがあるので，考えなきゃいけないいろんな制度がありまして，先ほど御説明もいただいたように，ドイツなんかは，裁判ではない手続で事

件がかなり解決するというのが非常に整っているので，裁判に上がってくる事件の数がそもそも医療過誤訴訟とかは違いますので単純には比較できませんが，日本は現在，私の数値上の感覚ですと，そんなに遅いことはないんじゃないのかと，弁護士の先生等いろんな方の取組によって，大分迅速化は実現されていると。ただ，やはり迅速であればいいということで，むしろ適正さがないがしろになりはしないかという，むしろ若干そっちの懸念もないことはないということですけどね。

ほかによろしいでしょうか。

（別紙第４）

《次回のテーマについて》

委員長

次回のテーマについてですが，何か提案があったらよろしくお願いいたします。

Ｆ委員

裁判官の養成，裁判官も含めて裁判所の職員の養成でも構わないんですけれど，裁判官の養成ということになれば法曹一般の養成ということも絡んでくる。あらかじめ少し申し上げますと，裁判官というのは５年間は１人で裁判させないという仕組みがあります。そういうところから少し変わってるんですね。法律でそういうふうに決められてる。それから，司法改革の取り組みとして，外部を経験させる，１０年間ぐらいにさせると。だから，弁護士事務所に行ったり，あるいは法務省に行ったり，民間の企業にも行かせていただいてるんです。そういういろんなことを司法改革のときに考えて実行してます。ほぼ１０年たつんですけれど。そういうことを含めて紹介をさせていただいて，委員の皆様方の御批判を受けたらなというふうに思っております。

委員長

法曹養成，特に裁判所に関するということのテーマの御提案を頂きましたが，そのほか何かテーマ等，こんなテーマがあると，取り上げたらどうでしょうかという御提案はございますでしょうか。

（特に意見は述べられなかった。）

委員長

よろしいでしょうか。

（全委員が賛同した。）

委員長

それでは，Ｆ委員から御提案いただきました，法曹養成についてを次回の委員会のテーマとさせていただきます。